

## 見守り訪問を実施されるサロンは必ず申請してください

### 「令和5年度 地域見守り訪問助成金」について

永平寺町社協では、「誰一人として孤立、孤独にさせない」ために、見守りや相談を行い、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、継続的かつ切れ目ない支援を行っています。

近年、熱中症が原因で多くの方が体調を崩し、救急車で搬送されるケースや場合によっては死亡するケースもニュースで報道されており、永平寺町内においても注意啓発の必要性を認識しています。

つきましては、熱中症予防としての啓発活動および見守り訪問を実施していただくことで、地域の方々が不安なく過ごして頂けるように、下記の事業内容にご理解いただき、何卒ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 地域見守り訪問助成金について

地域見守り訪問助成金：上限 10,000 円

① 見守り訪問（訪問先 1 人あたり 300 円）上限 10,000 円

・ 訪問先の人数×300 円分を助成

② 見守り訪問費用 3,000 円

・ ①の見守り訪問の実績があったサロン団体へ助成

①と②の合計にて上限 10,000 円

2. 訪問期間：令和5年6月1日（木）～9月30日（土）

3. 訪問先対象者：地域ふれあいサロン開催地区に在住の高齢者

※通常サロンに参加されていない方も訪問の対象を可能としますが

基本はサロンに参加する方を訪問先対象者とします。

※対象者の年齢を各サロンにて検討して頂くことも可能です。

#### 4. 手 順

① 地域見守り訪問助成金の申請書（書式1）を提出する。

（提出期限：令和5年6月30日（金））

② 令和5年6月～9月の間に、高齢者の見守り訪問を行う。

その際、実際に訪問している様子を撮影する。また、訪問日、訪問人数等も記録しておく。

③ 地域見守り訪問助成金の報告書兼請求書（書式2）を提出する。

（提出期限：令和5年10月13日（金））

## 5. そ の 他

- 1) この助成金は地域ふれあいサロン助成金とは全く別のものです。
- 2) 地域見守り訪問助成金申請は任意ですが、地域間での高齢者の熱中症予防の声掛けにご協力をお願いします。
- 3) 訪問の際、訪問先対象者に関して、ご心配なことがある等、お気づきの点がありましたら、永平寺町社協までご連絡ください。個人情報に配慮し対応させていただきます。
- 4) 見守り訪問活動終了後は、提出期限までに報告書兼請求書のご提出をお願いいたします。助成金の支払手続きに入らせていただきます。

以 上